

平成30年11月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成30年12月21日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、
議案2件の審査の経過と結果について、
主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第72号議案

「平成30年度藤枝市一般会計補正予算(第3号)」のうち、
本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

「小中学校 空調設備 整備事業について、来年度、
小中学校のエアコンを整備する自治体が全国的に多い中、
本市は、来年度6月末までに、確実に整備できるのか伺う。」
という質疑があり、

これに対して、「小中学校の空調設備整備の募集要項では、
平成31年6月末までに、市内小中学校27校へ
エアコンの設置をすることを条件としている。
また、参加企業体へのプロポーザル審査の中で、
心配されるエアコン機器や、地元事業者の人工にんくなどは
確保できていると聞いている。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、
採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、第74号議案

「藤枝市民 西益津温水プール・藤枝市民 大洲温水プール・藤枝 勤労者体育館の指定管理者の指定について」、
申し上げます。

はじめに、「西益津温水プール、大洲温水プール、藤枝勤労者体育館の3施設を、

1つの指定管理者にまとめている理由を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「プール施設の管理は専門性が高く、知識、技術を有した指定管理者が

2つの施設を管理するという効率性を重視している。

さらに、藤枝勤労者体育館と大洲温水プールは、地域性を考慮し、

また、近接した異なる2つの施設の相乗効果を期待し、

3つの施設を1つの指定管理としている。」

という答弁がありました。

次に、「施設の修繕が、30万円以下は指定管理者が行う理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「管理運営に関する基本協定書で

定めており、修繕における費用、責任を明確にしている。
指定管理者に対し、過度^{かど}な負担にならないよう
配慮している。」という答弁がありました。

次に、「平成 26 年度から、指定管理者が、
静岡ビル保善^{ほぜん} 株式会社へ変わったが、
この 4 年間での取り組みや自主事業について伺う。」
という質疑があり、

これに対して、「平成 26 年度にトレーニング機器の
入れ替えを行い、託児所や送迎バス事業は、継続、拡大した。
自主事業は、平成 26 年度 3,800 コマから
平成 28 年度 5,200 コマへ増加、
さらに 500 円お試しレッスンを実施するなど、
大幅に利用者が増加した。
また、トップアスリーの講演会などを実施した。」
という答弁がありました。

次に、「温水プールの維持管理について、
施設の修繕対応を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「温水プールの大規模修繕は、
施設マネジメント計画に位置づけ、計画的に実施し、
小規模修繕^{ほぜん}は、指定管理者と協議し、随時対応していく。」

という答弁がありました。

次に、「指定管理者の評価にあたって、平成31年度からの新たな提案事業について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「各施設の会議室や、利用者が少ない冬季^{とうき}のプール施設での新事業の提案があった。また、大洲温水プールには、1階へスポーツスタジオ、2階へラウンジの設置、また、地域と連携したお祭りやイベントの実施、放課後子どもクラブの設置などの提案があった。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。